

令和3年6月11日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和3年6月11日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	赤司 久美 委員
2番	秋永 憲一 委員
3番	今村 裕一 委員
4番	内田 正隆 委員
6番	大石 敏裕 委員
7番	甲斐サエ子 委員
8番	笠 幸夫 委員
10番	古賀 喜治 委員
12番	末次 龍夫 委員
13番	田中 文 委員
20番	林田 高夫 委員
21番	日比生和雄 委員
22番	深川 嘉穂 委員
23番	柳 壽祥 委員
24番	山口 啓一 委員

欠席委員は次のとおりである。

江上 哲夫 委員 黒岩 純 委員 後藤 靖子 委員 田中 修二 委員
田中 弥生 委員 手島富士雄 委員 富安 辰行 委員 鳥越 文生 委員
中村 裕 委員

事務局の出席者は5名である。

事務局 おはようございます。
本日の総会も緊急事態宣言を踏まえまして、規模を縮小して行うことになりました。
7月以降につきましては、社会情勢を見ながら代表者会議で協議をさせていただいた上で決定をしたいと考えておりますので、御理解御協力いただきますよう、お願いいたします。
なお、本日は、*****委員から欠席の報告があっております。6月の総会に当たりまして報告をいたします。
本日、現員数24名中15名の出席があっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。
それでは、会長、よろしく願いいたします。

会長 皆さん、おはようございます。大変、田植えにいい農繁期にですね、大変忙しい時期にですね。農業委員会総会ということで、お忙しい中にご参加していただきまして、ありがとうございます。
それでは、早速、できるだけ短縮していきたいというふうに思いますので、もう早速、只今より6月農業委員会を開催させていただきます。お願いします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので付議いたします。
所有権移転、東部地域、審議番号1番から3ページの9番までの9件です。
4ページをお願いいたします。
西部地域、審議番号10番から5ページの15番までの6件です。
以上、審議番号1番から審議番号15番までの各審議案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 6ページをお願いいたします。
第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。
西部地域、1番、2番の2件です。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。
審査会からの審査結果報告について、事前の資料で確認していただいているということで、割愛させていただきます。
ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員 質問ではないんですけども、申請中だと、例えば、水田とかハウス栽培をするハウスをされている場合、例年、水害で大水があるもんですから、擁壁、コンクリ、あぜをかき上げして、水路からの流入を、敷地内の防止に、排水溝からの水が入ってこないように、最近してあるんですけども、それで、圃場の横に農道がありますんで、その高さまで、例えば、野菜苗を広げる圃場となっていますね。屋外農地があるんですけど、それが、道路の高さより高くなったりする場合は申請をしなければいけないんですか。農地改良の申請を。

事務局 まず、農地の盛土、切土ですね、今の現在の農地の状態から、何かしらの造成行為を加える際は、必ず届出、申請を上げていただくことになります。その造成の内容によっては届出で済む場合もありますし、ある一定の範囲を超えてしまいますと、申請ということで許可申請を受けていただくということになります。なので、道路の高さから高い、低いというところが基準ではなくて、今の農地に手を加える際には何かしらの手続が必要ということになります。

委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかに質疑ございませんか。

「なしの声」

議長 ほかに質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第2号議案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 全員挙手により、第2号議案は可決されました。

続きまして、第3号議案、農地転用計画変更承認申請についてでございますが、次の4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についての中の審議番号18番と関連がある案件でございますので、一括して議題といたします。

また、第4号議案、審議番号20番は、議席番号の**番、*****委員が譲渡人であり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当しておりますが、*****委員が本日欠席されておりますので、質疑の同意を審議番号順に進めていただきます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 7ページをお願いいたします。

第3号議案、農地転用計画変更承認申請について、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。

西部地域、1番、1件です。

こちらにつきましては、第4号議案、審議番号18番と関連案件となっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から12ページ、13番までの13件です。

12ページをお願いいたします。

西部地域、14番から16ページ、26番までの13件です。

なお、ページ番号13ページ、審議番号18番につきましては、第3号議案、1番と関連案件となっております。

以上で説明を終わります。

- 議 長 事務局からの説明が終わりました。
- 審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいておりますということで、割愛をさせていただきます。
- それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

- 議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
- なお、採決に当たりましては、第3号議案、第4号議案に分けて採決いたします。
- それでは、第3号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

- 議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。
- 続きまして、第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

- 議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。
- 続きまして、第5号議案、非農地証明についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 17ページをお願いいたします。

第5号議案、非農地証明について、非農地証明願が提出されたので付議いたします。

西部地域、1番、1件です。

地図ナンバーは、30です。

以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第5号議案、非農地証明について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。
続きまして、第6号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 18ページをお願いいたします。

第6議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されましたので付議いたします。

審議番号1番、1件です。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。
続きまして、第7号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 19ページをお願いいたします。
第7号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められましたので付議いたします。
1、所有権移転、11件。
2、利用権設定（通年作）、1,023件。
3、利用権設定（期間借地）、73件です。
20ページをお願いいたします。
1、所有権移転。第1区、1番から21ページの8番までの8件です。
22ページをお願いいたします。
第2区、9番、10番の2件です。
第3区、11番の1件です。
23ページをお願いいたします。
2、利用権設定（通年作）。こちらは、右下の総計のみ御説明いたします。
契約件数1,023件。筆数2,464筆。設定面積349万1,048.01㎡です。
24ページをお願いいたします。
利用権設定（期間借地）。こちらについても、右下の総計のみ御説明をいたします。
契約件数73件。筆数161筆。設定面積38万1,032㎡です。
以上、1、所有権移転、審議番号1番から11番まで、2、利用権設定（通年作）

1,023件、3、利用権設定（期間借地）73件。以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号に要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 それでは、質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知いたします。

続きまして、第8号議案、久留米市農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 25ページをお願いいたします。

第8号議案、久留米市農業振興地域整備計画の変更について、久留米市長より、久留米市農業振興地域整備計画の変更について、意見を求められたので付議いたします。

こちらは、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、申請対象の農地の農業振興地域内の位置づけを変更することに対する意見を所管部局の農政課へ回答するためにお諮りしているものとなります。

1、今回、変更される農業振興地域整備計画の内容について。

整備計画1、2の2件です。

整備計画1、農業振興地域内その他農地、通称白地農地を農業振興地域内農用地、通称青地農地へ転入するものです。地図ナンバーは、31です。

整理計画2、駐車場として利用するものです。地図ナンバーは、32です。

2、意見（案）。

本計画の変更（案）については、農業委員会としては、周辺の農業生産に特段の支障はないものと思われるとしております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第8号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第8号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。
引き続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号、農地法第4条第1項6号、失礼しました、8号の規定による届出の受理の専決について。
報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。
報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。
事務局の説明を省略いたします。
それでは只今から質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。
したがいまして、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。
次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項・字句・数字その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任され

たいと思います。御異議ありませんか。

「異議なしの声」

議 長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項・字句・数字その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、2番、秋永憲一委員、20番、林田高夫委員にお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。